

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2022 OCT (Vol.65)

CONTENTS

海外拠点ニュース 中国銀行バンコク駐在員事務所の紹介とタイの現況について.....	2
株式会社中国銀行バンコク駐在員事務所	
新興国ニュース第 65 回海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
ベトナムのいまとみらい＜第 1 回＞ 異文化の洗礼.....	8
Nippon MIRAI Company Limited Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本真佑氏	
【インドネシアにおける債権の保全】＜インドネシア＞	10
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 米国公認会計士 加藤 豪氏	
2019 年タイ個人情報保護法 (PDPA) における個人情報保護責任者 (Data Protection Officer) についての正しい理解	13
Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
2022 年度予算に絡む税制改正 -2＜マレーシア＞	15
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 日本国公認会計士 加藤芳之氏	
韓国駐在員日記.....	17
スターシア (マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援メンバー) 公認会計士 申原 侑祐氏	
香港の不動産の動きと日本への不動産投資＜香港＞	19
香港マイツビジネスコンサルティング 米国公認会計士 宮本 一氏	
中国印紙税法が 7 月 1 日から施行.....	21
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース 中国銀行バンコク駐在員事務所の 紹介とタイの現況について

株式会社中国銀行
バンコク駐在員事務所

1. 中国銀行バンコク駐在員事務所の紹介

皆様いつもお世話になっております。中国銀行バンコク駐在員事務所の大槓と申します。

以前からバンコク駐在員事務所への転勤を目標に努力をしてきて、2022年5月によりやく一つの夢を叶えることができました。良い意味で先入観を持たず、アクティブな活動を行っていきたいと考えていますので、お困りの事がありましたら気軽にお声掛けいただけると幸いです。また、2022年8月に新スタッフを採用しましたので、この場を借りて紹介させていただきたいと思います。本名は Acha Sujjasuwan と日本人にはちょっと覚えにくいと思いますが、ニックネームのアリス（「不思議の国のアリス」がニックネームの由来です）で覚えていただけたらと思います。

※タイ人は生まれた時に本名と合わせてニックネームも名付けられます。本名が長くて呼びづらいという理由もありますが、生まれた時に赤ちゃんがお化けに魂を奪われないように（人間の赤ちゃんだと悟られないように）ニックネームを名付けるという説もあります。



※左からバンコク駐在員事務所大槓所長、アリスさん

2. バンコク駐在員事務所に転勤してからの気付き

タイ王国には家族旅行や海外視察で何度か訪れた経験はありますが、海外に住むとなると事情は大きく異なり、短期滞在では見えない部分も見えてきます。今回はバンコク駐在事務所への赴任間もない私が感じた気付きを共有させていただきます。

まず初めに印象的だったのは東南アジア全般に見られる特有の活気です。街中には数多くのショッピングセンター、飲食店、屋台があり数多くの買物客で賑わっています。昼はショッピングセンター、夜はナイトマーケットと時間帯問わず買物が出来ます。商品の価格帯、品揃えも様々で消費者の購買意欲の高さが伺えます。建設中の大型ショッピングセンターやマンションも多数あり、労働者も溢れています。また、数多くの車、バイクが行き交い大渋滞も頻繁に発生します。徒歩 10 分の距離が車で 1 時間以上かかることも珍しくありませんが、これでもコロナ前の 8 割程度の交通量だと言う声も聞こえてくるから驚きです。



※バンコク市内の渋滞の様子

次に印象的なのはデリバリーの普及です。市場規模はコロナ前の 2019 年 230 億 THB から 2021 年には 1,050 億 THB と約 5 倍に急拡大。人気飲食店は当然ですが、ローカルの小さな飲食店でもデリバリーが利用出来る程普及しています。デリバリーアプリのシェアは配車アプリで知名度のある Grab が約 5 割、次に food panda、LINE MAN の 2 社が追随しているという状況です。各社顧客の取込に積極的で、プロモーションや利用のタイミングを工夫すると実店舗よりもお得に買物が出来ます。身近なところでは当事務所のスタッフもほぼ毎日利用しており、デリバリーの利用が生活習慣の一部となっています。

最後に印象的なのは With コロナへの積極的な対応です。世界屈指の観光大国であるタイ王国。タイ王国を訪れる観光客はコロナ前までは年々増加し 2019 年には 3,980 万人を記録しました。コロナ感染拡大の影響による観光客減少により大打撃を受けたのは他国と同様ですが、観光客誘致に

向けた規制緩和ではアジア圏で先行しており目を見張るものがあります。入国の条件緩和（隔離無し、ワクチン無し、海外旅行保険無しでの入国等）や生活上の規制緩和（マスク着用義務免除、飲食店規制緩和等）の効果もあり、2022 年 3 月時点で 21 万人／月であった観光客数は 8 月には 117 万人／月まで急回復しています。規制緩和や観光客の増加によるコロナ感染に対する影響は軽微では無いと想像出来ませんが、今後の With コロナに対する一つのあるべき姿だと感じています。

以上、簡単ではありますが、赴任して間もない私が感じたタイ王国の現状です。国、文化的な背景、経済事情が異なる状況の中で一概に良し悪しの比較は出来ませんが、参考や気付きになる点があれば幸いです。

バンコク駐在員事務所

所在地：

689 Bhiraj Tower at Em Quartier
Room no.1901-UnitA, 19th Floor,
Sukhumvit Road, Klongton-nue,
Wattana, Bangkok 10110, Thailand
TEL： +66-2-261-2676
FAX： +66-2-261-2677

新興国ニュース

第65回

海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はバングラデシュ・フィリピン・カンボジアの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～バングラデシュ～

【Financial Act 2022-2023 の注目すべき変更点】

(1) 法人税率の改定

2021年7月～2022年6月の申告期間は、バングラデシュ非上場企業の法人税率は30%でしたが、この法人税率が27.5%に変更となりました。

(2) 駐在員事務所に対する VAT コード (BIN Certificate) の取得義務化

今まで、駐在員事務所は VAT コード (BIN Certificate) の取得は義務ではありませんでした。一方で、特にアパレル商社をはじめとする縫製関連の駐在員事務所は国外からサンプルを受け取る必要があり、最近その際に通関業者は BIN Certificate の提出を求める事態が発生していました。BIN Certificate を提出できない場合は、通関を通すことができず問題となっていました。

2022年7月以降、駐在員事務所が BIN Certificate を取得しなくてはならなくなった背景には、こうした状況も関連していると考えられます。

また BIN Certificate を取得すると、毎月の VAT 申告を行う義務が生じます。毎月15日までに VAT 申告を行うことが必須となります。

【バングラデシュ現地での給与受取をめぐる動向】

就労許可証 (Work Permit) 延長申請時に、銀行口座明細と Work Permit に記載の給与額が一致しない場合、Work Permit の延長ができない事例が頻発しています。

2021年頃から投資庁 (BIDA) が Work Permit に記載の給与額と駐在員銀行口座給与振込額検証を行う為、Work Permit 延長時に銀行口座明細の提示を求めるようになりました。

そして、2021年末頃から、銀行口座と Work Permit 記載の給与額に差異が生じている場合、全給与額をバングラデシュで受け取るように指示が入り始めています。外国人は当地 (バングラデシュ) での給与の一部受取りを求めています、バングラデシュの規制は、給与の国外送金方法の簡素化、給与送金額の引き上げ等、現地で給与を受け取ることをベースに規制が変化してきています。

インフラプロジェクトや工場誘致を目指しているバングラデシュ政府が、外国人の目線でどのように規制の変更を行っていくかは注目していく必要があります。

～フィリピン～

【ルソン島北部で地震】

日本時間 2022 年 7 月 27 日 (水) 午前 9 時 40 分頃に、フィリピンのルソン島北部を震源とした地震が起きました。ルソン島は、首都であるマニラも位置した地域で地震の規模はマグニチュード 7.0 に及びました。震源に近い北部の地域では、建物の倒壊や停電、地滑りなどの被害が相次いで起きました。

東京コンサルティングファーム・フィリピン支店が所在する首都マニラでも1分近くの揺れを体感しました。フィリピンの多くの建物は、日本のように耐震工事が施されていないものがほとんどです。そのため、高層ビルが立ち並ぶマニラでは、多くの人々がオフィスビルから離れ、避難する様子が見受けられました。

【DOLE の対策支援】

フィリピンの労働局、Department of Labor and Employment (通称 DOLE) は、今回の地震災害を受け、いくつかの救済措置を展開すると発表しました。

これは、マルコス大統領の被災地周辺への支援呼びかけのもと決定されました。震源地付近であるルソン島北部に位置するイロコス地方とコーディレラ地域には 5,000 万ペソ（約 1 億 2,000 万円）相当の緊急雇用が割り当てられます。

今回の地震により 4 名の死亡者と数 100 名の負傷者に加え、数 10 億相当の建造物損害被害、店舗の閉鎖、失業などの影響が引き起こされました。また、DOLE は今回の災害によって失業した人々を対象にリハビリテーションプログラムを実施するとしています。

また、TUPAD という自治体ベースの強制解雇者や失業者、季節労働者に対して緊急雇用を支援するプログラムを通じたサポートも行っています。DOLE の局長は、これらの対策により貧困や社会的に疎外される労働者の出現を阻止するとしています。TUPAD の利用で、800 名の緊急作業員を導入し、町中の撤去や清掃作業が行われました。

さらに、公的雇用サービス機関である Public Employment Services Office(PESO)を通しての雇用の促進も図っています。これには、職業紹介

や特別リスク手当の適応や求職求人フェアの開催などが含まれおり、このプログラムには総額で 4,666,400.00 ペソ（約 1,120 万円）が割り当てられました。該当する地域の DOLE の支局は順に被災地や被災者の救済活動の拡大に注力しています。

〈参考文献〉

<https://www.dole.gov.ph/news/dole-aids-nl-quake-victims/>

~カンボジア~

【ACAR の会計システムにおける英語使用の申請期限】

2022 年 7 月 21 日、会計監査規制機関（以下 ACAR）は E-File 上の電子会計システム、またはその他のシステムを用いる際の英語使用の申請の提出期限に関する通知(Notification No : 057) を発行しました。

一部の企業は E-File 上での英語を使用する旨の通達を ACAR に送信しましたが、その他の企業は、この通知の情報を受け取ったばかりであるため、ACAR に英語使用の通知を送信していません。

そこで、ACAR は英語使用に関する ACAR への通達の提出期限を以下のように決めました。

1. この通知の日以前に正式に登録されている企業は、2022 年 12 月 31 日までに必ず ACAR に英語使用の通知書を提出しなければならない。
2. この通知の日以降に開設された企業は、税務総局に正式に登録された日から 180 日以内に ACAR に対して通知書を提出しなければならない。

これらの電子会計システム又はその他のシステムにおける英語の使用に関する通知の提出を怠ったり、提出が遅れたりした場合、罰金の対象となるため注意が必要となっています。

【税務局による企業への実地訪問調査の開始】

2022年7月19日付で税務総局(以下 GDT)より発行された Instruction No.16403 によって、GDT は 2022 年 7 月 25 日以降、プノンペンで事業活動を行う企業の現地視察調査を実施することを通達いたしました。

現地視察調査の目的は、GDT が企業から事業情報(税務、事業登記、事業活動等)を収集することによって、現地でより容易に税務登録サービスを提供し、事業環境投資の改善、市場における公正な競争、カンボジアにおける自主的な税務コンプライアンスの強化を図ることとされています。

また一方で、今回の視察は税務登録をまだ行っていない企業を把握し、税務未登録企業の今後の税務コンプライアンスを監視するためといった側面も持ち合わせています。

今回の GDT の訪問にあたって、既に税登録をなされている企業様は自社の納税を証明することができる書類(最新のパテントタックス、税務登録証明書や納税領収書など)のコピーを準備することが推奨されます。また、未登録の企業様は企業の所有者、もしくは代表者の身分証明書や政府機関からのビジネスの認可証等のコピーを準備することが推奨されます。

【年金保険料支払いの開始日】

2022 年 7 月 5 日にて、年金の保険料の支払いの開始日の設定を目的とした Prakas No. 170 が労働省より発令されました。この Prakas によりますと年金保険料の支払いの開始日は、2022 年

10 月 1 日以降とされています。

年金制度への拠出は雇用主と労働者との共同負担で行い、その比率は段階的に定めることとされています。比率の増加の段階は下記の通りとなっています。

第 1 段階—最初の 5 年は、年金拠出率は労働者と従業員が 2%ずつ拠出し、合計で労働者の税引き前賃金の 4%を拠出する。(第 8 条、34 条)

第 2 段階—次の 5 年間(6 年目から 10 年目)では、拠出率は税引き前賃金の 8%に増加する。

(34 条)

第 3 段階—その後 10 年ごとに拠出率は 2.75%ずつ増加し、対象となる賃金の上限額である 300

(34 条)

上記の拠出金を拠出する必要があるのは、労働法第 1 条、第 3 条により定義された労働者(他の者の指揮や監督の下、対価として報酬を受けるという労働契約に署名した者)となっており、企業の従業員などがこちらにあたります。

企業や施設の雇用主、所有者は 2022 年 7 月 1 日時点で既に 60 歳以上の従業員に対して年金拠出金を支払う義務はありませんが、2022 年 7 月 1 日時点で 60 歳以上の従業員は、この Prakas が発効してから 12 ヶ月以内に申請書を提出することを条件に、任意年金制度において拠出することが可能となっています。

雇用者や従業員の毎月 30 日以降の拠出金の未払いまたは遅延しての支払いは、拠出金の未払いとみなされ、社会保障法 98 条に基づき罰せられるため注意が必要となっています。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

ベトナムのいまとみらい

<第1回> 異文化の洗礼

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士

山本真佑氏

ベトナムに入国し、初めて滞在先から外に出たとき、最初に思ったことが「バイクが多すぎる」ということでした。電車がほぼ無いベトナムでは移動手段は自然と車かバイク中心になり、噂では聞いていたもののその半端ない数に圧倒されてしまいました。初めてベトナムに来られる方は必ず驚くといわれていますが、実感しています。

日本と異なり電車がほぼ無いベトナムですが、私が赴任しているハノイでは、2021年11月ハノイ市都市鉄道2A号線（ハノイ・メトロ）が10年の長い年月の施工期間を経て開通しました。ベトナムには、ホーチミンとハノイ（1,700km）を33時間かけて走るディーゼル列車があるだけで、市内だけを走る鉄道はこれまでありませんでした。メトロ2A号線の全長は13kmで、停車駅は全部で12駅、始発駅から終点駅までの所要時間は約23分程です。先日私も初乗車してきましたが、駅がとても綺麗で、ある意味ベトナムらしくなかったのが印象的でした。



ベトナムに赴任してから早、2か月が経ちました。見るもの聞くものすべてが新鮮な毎日を送っています。バイクだらけの信号の無い交差点、一日中鳴いているニワトリ、苦手な香草類、日々いろいろな異文化の洗礼を受けているような毎日です。そのなかで、「何が一番辛い？」と聞かれたときに迷わず答えるのが、「朝シャワーのお湯が出づらいこと」と答えています。

住む物件にもよりますが、不動産会社から聞いた話では、ベトナムの集合住宅ではお湯自体をタンクに貯める、すなわち、くみ上げた水をタンクで加熱して各部屋にお湯を供給していることが多いそうです。つまり、タンクの中のお湯がなくなればまた外から水を持ってきて温める作業の繰り返しになるので、皆がいつせいにシャワーを使う朝の時間帯はお湯がなかなか出ない、なかなか欲しいときにお湯が供給されない仕組みになっているとのことです。さらに、その水を温める電源については太陽光発電が多いとのことで、常夏のホーチミンといえど、スコールも多々来ますし、曇りが続く日もあり、そうなるとなかなか発電ができず水も温まらないという事態に陥るのです。

（ホーチミン駐在員だった友人は、シャワーのお湯の出が悪いことをアパートの大家さんに伝えたところ、「最近天気悪いからお湯なんて出ない

んじゃない？」と一蹴されたことがあるそうです。)

日本でも集合住宅のタンクが屋上にあることはよくありますが、各戸に給湯器が設置されているのが基本となっています。日本では当たり前だと思っていたことが、実はそうではない、ということ痛切に体感し、すべてに対して感謝を感じる今日この頃です。

駐在員としては新米ですが、新米ならではの新鮮な視点でベトナムのいま、そして、ベトナムがどこに向かっていくのかをこのコラムで皆さまにお届けできれば幸いです。

海外進出セルフチェック

<https://globalvc.jp/selfcheck/>

みらいコンサルティングでは、ベトナムを含めた海外への事業展開をご検討のお客様に、

「海外進出セルフチェック」をお勧めしています。漠然としたイメージが具体化できるとご好評いただいています。

ぜひお試しください。

全 25 問で診断結果が出ます。



スマホはこちらから→

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店
9th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Street,
Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。

【インドネシアにおける債権の保全】 ＜インドネシア＞

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

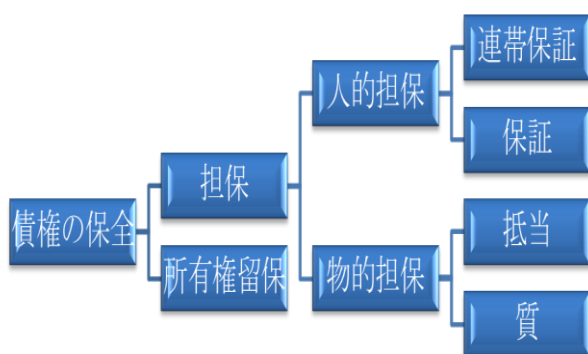
米国公認会計士

加藤 豪氏

【インドネシアにおける債権の保全】

今回はインドネシアにおける債権の保全について見ていきたいと思います。さまざまな取引のなかで、債権者が債務者の支払能力に不安を感じ、どのように債権を保全するか=確実に債権を回収するか、というのは1つの大きなテーマだと思います。

ここでは、下記分類にしたがって、保全の方法をそれぞれ見ていきたいと思います。



【担保】

担保には大きくわけて人的担保と物的担保があります。人的担保は簡単にいえば保証人を設定して、債務不履行があった場合に、代わりに債務を履行してもらう、というものです。物的担保は抵当や質といった担保を設定するもので、こちらの方が単に担保と言った場合にイメージしやすいと思います。

人的担保

人的担保には、「連帯保証(Surety)」と「保証

(Guarantor)」があります。

「連帯保証」の場合、連帯保証人は、債務者と同様の第一次的な債務を負います。つまり、債務不履行に陥った場合に、債権者は債務者に請求することもできるし、連帯保証人に対しても請求することが可能です。このとき、債務者に取り立てをする前に、直接連帯保証人に請求することも可能です。

「保証」は、この点が少し異なります。債務者に取り立てをする前に、保証人に対して直接請求が行われた場合、保証人は債権者に対して、まずは債務者に取り立てを行い、場合によっては、債務者の財産を先に執行することを要求することができます。そのような後、どうしても債権が回収できない場合に、初めて債権者は保証人に対して請求ができます。保証の範囲については、合意により任意に定めることができ、債務の一部の保証、といった設定も可能です。

なお、インドネシアでは個人が保証人になる場合には、配偶者の同意が必要になる点に注意する必要があります。これは、婚姻に関する法律により、婚姻期間中に形成された財産は夫婦間の共有財産とされ、その処分には配偶者の同意が必要となると定められているからです。

実務的には、金額の大きい不動産や動産の売買の際に、債務者の親会社や役員などに一定の信用力のある者がいる場合に、よく使われます。公証をしなくても当然に法的な効力はあると解されていますが、実際は契約書（代位契約証書）を公証しておくことが多いです。

物的担保

物的担保には、大きくわけて「抵当」と「質」があります。

日本と同じように、抵当は、債権者が担保にされる対象物を取り上げずに、債務者が引き続き利用できる一方で、質の場合は、対象物を債権者の

占有下に置きます。質については、動産の占有は所有権の証拠となるとする法律がある一方で、登録制度が導入されておらず、法的安定性が低いことから、利用が少ないです。そこで、ここでは主に抵当権を見ていきます。

抵当権に関する法律には、大きく分けて不動産について利用される抵当権法と、その他の動産や債権について利用される信託担保法がありますが、具体的な手続きについては、ほとんど差異がありません。

抵当の設定にあたっては、不動産、動産いずれの場合でも公証人の前で証書を作成します。さらに不動産の場合には不動産登記所に登記をします。1つの対象物に対して複数の抵当を設定することも可能ですが、抵当権の優劣は、登記所での登記の日付の先後で決められます。したがって、契約を結ぶ前に、対象物がほかに抵当を設定されていることがないか、登記所で確認することが肝要です。

債務不履行に陥った場合、抵当権の実行には(A)競売、(B)裁判所を通じた実行、(C)私的売却があります。債務不履行に陥った場合に、通常は特に裁判所を通じて行う必要はなく、直接(A)や(C)の方法で売却を進めて問題ないのですが、債務者が不当に占有を続けたり、異議を申し立てたりすることもあることから、実務的には(B)の裁判所を通じた実行に移ることも多いです。いずれかの方法で、売却を実施し得られた金銭は、債務額に充当されます。

なお、外資法人(PMA)は、土地の所有することはできませんが、抵当権の実行にあたっては債務不履行から直接売却に移行するために、土地の所有にはあたりません。したがって、外資法人でも問題なく抵当権者になることは可能です。

また、会社の純資産の50%を超える資産の譲渡や担保の提供を行う場合には、株主総会決議により4分の3以上の賛成が必要とされていますので、担保によっては、債務者の株主の決議も必要

となることに留意が必要です。

【所有権留保】

担保を設定することなく債権を保全する方法として、しばしば利用されるのが所有権留保売買です。これは、売買代金が完済されるまで、売買の目的物の所有権が売主に残るといったものです。明文化された法律はないものの、お互いの合意があれば有効とされています。

債務不履行に陥った場合、直ちに売買の対象物を債務者の占有から引き上げるということになり、担保よりもより直接的な保全方法になります。

登記や公示をする必要がなく（行おうと思ってもそういった制度はない）、分かりやすい手段であるために、よりカジュアルに利用しやすいですが、逆にいうとトラブルになりやすいということもいえます。債務者により目的物の保管場所へのアクセスを妨害される場合や、債務者が売買代金を完済していないにもかかわらず、第三者に対して目的物を転売した場合、債権者が当該第三者に対して目的物に対する権利を主張できるかという点が問題となったりします。

以上みてきたように、単に債権の保全といっても様々な方法がありますので、メリットとデメリットを比較しつつ、どの方法による保全を契約書に盛り込んでおくかなどを検討する必要があります。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan

12950

Eメール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・
労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販
売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディー
デリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導
入いただいている「Bridge Note」は、入力が平
易な多言語のクラウド会計システムです。会計
業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお
考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入が
でき、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下が
ります！

2019 年タイ個人情報保護法 (PDPA) における個人情報保護責任者 (Data Protection Officer) について の正しい理解

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)

(マイツグループ中国

・アジア進出支援機構メンバー)

2019 年タイ個人情報保護法に出てくる言葉のなかに、個人データ主体 (personal data subject)、個人情報管理者 (Personal Data Controller)、個人情報処理者 (Personal data processor) 等がありますが、この他に、個人情報保護責任者 (Data Protection Officer)、略して DPO という言葉があります。

この法律は、すべての組織がデータ保護責任者 (DPO) を設置することを要求しているわけではありませんが、実際には DPO は、内部情報 (従業員情報) および外部情報 (顧客情報、サプライヤー、ベンダー、契約者、コンタクトパーソン) 等の組織内すべての個人情報を保護するために任命される人物、またはグループであるため、非常に重要なポジションです。

また、DPO は個人情報管理者 (Data Controller)、個人情報処理者 (Data Processor)、および組織内の個人情報を保持する者が法令に従い実施するよう助言を与え、組織および関係者の個人情報の収集、使用および開示の監督をおこないます。また、情報収集の監査・情報保管、問題発生時にトップマネジメントへの報告および個人情報保護委員会と連携して調整をおこない、組織の情報処理活動の記録および維持、職務の遂行に伴い個人情報の機密を保持し、組織内の担当者の情報保護に関する意識を高めること等の義務を担います。

DPO になる人の資格について、法律では明確に規定されていません。しかし、人事部や営業部など組織の個人情報を管理・保管する責任者、あるいは法務部や保管システムを管理する IT 部門など、この法律に関する知識を持つ人を推奨します。組織によって十分な人材がない場合は、第三者を DPO として雇用することも可能です。

なお、DPO の設置については、情報管理者側の義務だけではなく、情報処理者側にも法律で定められた同様の義務があります。法律で定められているにもかかわらず、設置していない場合には、罰則が科せられることに注意が必要です¹。

ご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせくださいませ。

以上

¹ 個人情報保護法 B.E .2562 第 41 条は、個人情報保護責任者を任命しなければならない組織の種類を規定しており、任命しない場合は最高 100 万バーツの行政処罰を受ける可能性があります。その種類は主に以下の 3 つの組織である。1 .政府機関、2 .病院、診療所などセンシティブ情報 (sensitive personal information (SPI)) を主に処理する事業、3. システムによって定期的に多量の個人データを処理する事業及び第 26 条に基づいてセンシティブ情報 (sensitive personal information (SPI)) を処理する組織。※ 刑罰には、民事・刑事両罰の規定あり、500 万バーツ以下の罰金および 1 年以下の懲役またはその両方を科す。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

2022年度予算に絡む税制改正 - 2

<マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・ 保育所及び幼稚園に対するフィーに係る
控除が2年間延長
- ・ SOCSO控除の増額等

<保育所及び幼稚園に対するフィーに係る控除>

N子：加藤さん、本日も2022年度予算に絡む税制改正のお話を宜しくお願い致します。

加藤：はい。

N子：前回から、いよいよ個人所得税に関する改正点について、ご説明が始まりましたが。。

加藤：そうですね。やはり、法人税と違い、個人所得税関連は身近な感じで、入ってき易いのではないかと思います。

N子：確かに、私個人にも関係する事なんかがありますからね。

加藤：はい。という事で、今日も引き続き、個人所得税関連のお話をさせていただきます。

N子：宜しくお願い致します。

加藤：了解致しました。本日はまず、保育所及び幼稚園に対するフィーに係る控除について、ご説明致します。

N子：はい。

加藤：PENJANAの下、2020年度と2021年度、登録された保育所または幼稚園に支払われたフィーにつき、最大RM3,000の控除が認められることになりました。

N子：なるほど。確かにPENJANAの時、そんなありましたね。

加藤：はい。この期間限定の控除が、更に2年間延長となり、2022年度及び2023年度にも適用される事になります。

N子：子育て世代には嬉しいインセンティブですね。

加藤：はい、そうですね。

<SOCSO 控除>

加藤：次に、SOCSO 控除です。

N子：はい。

加藤：従来、SOCSO に拠出している民間部門の従業員に対して、このSOCSO 控除という名の控除がRM250 与えていました。

N子：はい。

加藤：また、この控除には雇用保険制度（EIS）は入っていませんでした。

N子：SOCSO 控除ですもんね。

加藤：はい。この度の改正で、当該控除がRM250 からRM350 に増額されました。

N子：なるほど。

加藤：また、従業員によるEIS への拠出金をも含むよう、拡張されることになります。

N子：良いですね。

加藤：はい。2022年度からの適用になります。

N子：はい。

<電気自動車（EV）充電設備の設置費用、レンタル、購入費用、またはサブスクリプションフィーの所得控除>

加藤：次にEV 関連です。

N子：はい。

加藤：と言っても、EVそのものではなく、EVの充電設備の話です。

N子：なるほど。

加藤：EV 充電設備の設置費用、レンタル、購入費用、またはサブスクリプションフィーについては、従来は、特別な控除はなかったのですが、今回の改正で、居住者は最大 RM2,500 の所得控除が受けられることになりました。

N子：環境ですからね。

加藤：まあね。

N子：発効は？

加藤：はい。2022 年度及び 2023 年度のみ有効となります。

N子：また期間限定のインセンティブですね。

加藤：はい、そうです。

N子：買うなら今ですね。有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

韓国駐在員日記

スターシア（マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援メンバー）

公認会計士

申原 侑祐氏

韓国でスタートアップ投資が活発と言われていますが、実際VCは、どの程度の売上や利益を上げているのか、この度は、2021年12月期の韓国のVCの売上、営業利益を調べてみました。

中小企業創業投資会社電子開示というサイトで開示されている情報を元に、売上高1,000億ウォンを超える会社を売上高順に整理しました。

	社名	売上	営業利益
1	BonAngels VenturePartners	5,092	4,448
2	KAKAO Ventures	4,924	4,253
3	SAEHAN 創業投資	1,660	1,468
4	Daol Investment	1,140	839
5	韓国投資パートナーズ	1,095	716
6	KB Investment	1,058	749

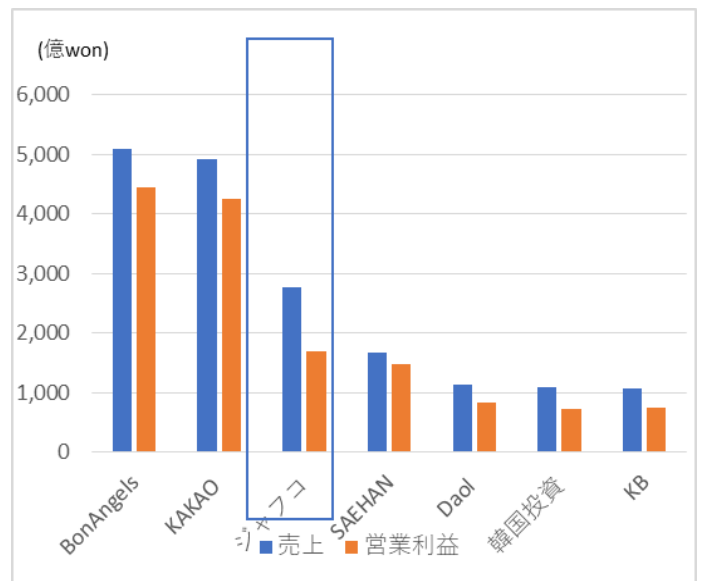
（億ウォン）

この中で特に圧倒的な売上を記録しているのが、BonAngels VenturePartners と KAKAO Ventures の2社となります。

BonAngels は、ペダル民族という出前アプリを運営しているスタートアップへの投資で大きな収益を得たことで有名です。少し過去のニュースですが、2019年12月に、3億ウォンの投資が1,000倍の収益をもたらしたという記事もありました。KAKAO Ventures は、Upbit という仮想通貨取引所を運営しているDunamu というスタートアップへの投資が大きく成功したと言われています。

Dunamu は、韓国政府の中小企業ベンチャー部からも2021年にユニコーン入りしたスタートアップであると発表されています。

一方で、日本のVCの実績は、どうなのか、日本最大のベンチャーキャピタルと言われているジャフコの2022年3月期の実績と比べてみました。



※ジャフコの2022年3月期の実績は、売上：276億円、営業利益168億円で、1円＝10ウォンで換算しております。

会計基準等によって異なる部分もあるので、単純比較はできませんが、BonAngels や KAKAO は、ジャフコの約2倍近い売上となっております。また日本の2021年のスタートアップ投資額は、前年比46%増で、約7,800億円というレポートが出ていますが、韓国では、前年比192%増で、約12兆ウォンとのことなので、日本円で1兆円を超える投資額となっています。

VCの売上実績、韓国での投資実績からも韓国のスタートアップ投資が活発に行われており、それだけ優秀なスタートアップが多くあるというこ

とがわかるかと思います。今後、日本から韓国へのスタートアップ投資も活発になることを期待したいですね。

スターシアグループ

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日韓に拠点を置き、日本企業の韓国進出及び韓国企業の日本進出と、日韓双方向の進出支援を行っております。

主な業務として日韓の拠点設立及びセットアップ支援、設立後の会計税務顧問、税務サービス、FAS業務、日韓 M&A アドバイザリー業務等を日系企業及び韓国企業に提供しております。

スターシアグループ

URL : <http://www.starsia.co.jp/>

問い合わせ先 : info@starsia.co.jp

香港の不動産の動きと日本への不動産投資

<香港>

香港マイツビジネスコンサルティング

米国公認会計士 宮本 一氏

香港の住宅市場が 2022 年下半期に下落する可能性があるという予想されています。その背景には香港の住宅ローン金利の上限を 0.25% 引き上げることで住宅価格が下半期に 5~10% 下落すること、また不動産開発業者の値下げによって購入者が新築住宅に流れることによって、中古住宅市場で 30% を超える価格下落が見られ始めたことがあります。香港の今年 6 月時点の民間住宅価格は下落が加速し、2020 年 12 月以来の水準に落ち込みました。

香港の住宅価格の変動は社会の影響によるところが大きく、ここ 20 年余りの香港の住宅価格の推移を見ても下落と上昇を繰り返しながら長期的に見れば右肩上がりに上昇して来ました。振り返ってみると、1997 年の香港返還後には香港投資ブームにより香港の不動産は上昇し、2003 年の SARS で景気が一旦落ち込み不動産価格も下落しましたが、SARS の終息と共に回復しました。そして 2008 年~2009 年にはリーマンショックで再び大きく下落しましたが、2010 年代には中国からの富裕層による香港への投資が相次ぎ、香港の住宅価格はすぐにリーマンショック以前の水準に戻り、さらなる高騰が続けると香港の一般市民の住宅需要を圧迫するまでの深刻な問題に発展しました。2019 年頃よりデモによる社会的混乱、移民熱の高まり、そしてコロナ禍と社会情勢は変貌を遂げてきましたが、かろうじて大幅な下落には至っていません。不動産の下落時は裏を返せば買い時とも言えるので、世界的に見ても非常に高い香港の不動産を投資家が簡単に手放すとも限らないようです。

一方で、香港を初めとする海外の投資家の注目は日本の不動産に集まってきています。今年は約 20 年ぶりに円安が進み、日本国内の景気後退や物価高にもかかわらず日本の不動産の売れ行きは好調となっています。ドル・ペッグ制を採用する香港ドルは、米ドルのレートと連動しているためドル高・円安に合わせて、香港ドル・円安で推移しています。香港の投資家にしてみれば日本の不動産に注目するのは今に始まったことではなく、10 年ほど前から香港内にも日本の不動産を紹介する専門のエージェントが出現していました。日本の不動産価格は香港に比べると手頃で購入しやすいですが、香港のように大幅に不動産価格が上昇するような投資性はありません。売買差益ではなく安定した賃貸収入を得るのに大きな魅力があるようです。

円安による海外投資家の投資熱は住宅不動産のみならず、商業施設や高齢者施設へも高まっています。コロナ前にも中国人による日本の土地購入が進みましたが、今や中国人に限らず香港人や東南アジアの投資家にとっても日本は魅力的な投資対象となっています。今後さらに円安が進めば、日本の不動産に海外資金が流入し、日本の不動産価格はさらに上昇することになるでしょう。不動産の過熱ぶりといえば、日本の 1980 年代終わりのバブル期を思い出す方も多いでしょうし、日本人にとって不動産バブルはいつかはじける時が来るのではという懸念があるかもしれませんが、今回の状況とは異なります。過去の日本のバブル期にはマスコミによって「土地神話」という言葉が広まり、地価は必ず上がり続けると信じられていました。そのためどんな辺鄙な荒地でも価格が付いたほどの異常な過熱ぶりでした。現在の海外投資家にとって魅力があるのは日本の都心や地方の大都市であり、いわゆる空き家問題に悩まされているような過疎化が進む村の不動

産価格までもが買い占められ地価が上昇するというような状況ではなく、地方に住むほとんどの日本人にとって何の影響もありません。投資先として注目のエリアは東京、大阪、京都、福岡、そして北海道でいずれも観光地としても魅力的で多くの訪日外国人たちが訪れたことのある人気の地域に集中しています。

投資対象として海外投資家の関心を集める日本ですが、実際に日本まで足を運んで物件を見ることなく、エージェントを通して購入するケースがほとんどです。以前のようなインバウンドによる日本国内の賑わいは今年の夏休みも戻って来ませんでした。日本は今年6月10日よりインバウンドの受け入れを再開したものの、個人旅行ではなくツアー客に限るなど制限があり、以前のような活気が取り戻せていません。日本へ到着する外国人のほとんどは飛行機の乗り継ぎが目的で、日本は経由地としてしか利用されていないのが現状で「ジャパン・パッシング」と呼ばれています。これを受けて日本政府も「入国前のPCR検査による陰性証明の免除」「現在2万人の入国者数上限を5万人に緩和」といった規制緩和を急遽検討していますが、この円安の夏休みという好機にインバウンドを逃してしまったことは日本の観光業、宿泊業にとって大きな損失でしょう。日本や香港以外の世界に眼を向けてみると、すでに多くの国がウィズコロナへシフトしており、多くの国がコロナに関わる水際対策など規制を撤廃し観光業の復活を始めています。そして例えば日本が規制を撤廃しても、コロナ禍以前のインバウンドの大半を占めていた中国、香港での規制が緩和されないと、経済効果や観光地の活気が復活しないのが現状です。

香港の隔離規制は11月初旬頃での撤廃に向けて調整しているという報道が流れています。そうなれば、以前の様な活発な往来が今後戻ってくると思われます。

ご不明点があれば、弊社までお気軽にお問い合わせください。専門家が対応させていただきます。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

中国印紙税法が 7 月 1 日から施行 ～補充規定等も施行。中国と日本の印紙税法の 両方の課税文書となり、日中双方で二重課税さ れ得るケースも生じ得る為、注意が必要～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

2022 年 7 月 1 日付けにて印紙税法ⁱ が施行され、約 25 年に亘り施行された印紙税法暫行条例（以下、“暫定条例”と表記）ⁱⁱが廃止されました。印紙税法は全 20 条で構成され、概ね暫定条例を踏襲しているものの、以下及び巻末表の通り、規定の明確化や一部税率の変更（主として、引下げ）が加えられています。

更に、印紙税法の施行に伴い、財政部・国家税務総局公告 2022 年第 22 号（以下、“第 22 号補充規定”と表記）ⁱⁱⁱ、財政部・国家税務総局公告 2022 年第 23 号^{iv}、国家税務総局公告 2022 年第 14 号^v等の補充規定が相次いで公布・施行されましたが、日中間での印紙税の二重課税の可能性も含め、日本企業（本社）と中国企業間で締結する契約にも影響が生じると考えられます。従い、本稿では日本企業の立場から、印紙税法について説明します。

1. 印紙税法の特徴

まず、印紙税法では以下等が明確化され、国外で作成された文書も対象となること、増値税額は含まれないこと等が明確化され、特に前者は日本企業に影響を及ぼす項目と言えます（詳細は次項 2 第 22 号補充規定以降を参照のこと）。

➤ 納税義務者の明確化

（第 1 条）：

- ✓ 課税文書（中国語：应税凭证、以下同じ）を発行、または証券取引を行う組織及び個人を、印紙税の納税人とする
- ✓ 課税文書を中国国外で作成し国内で使用する組織及び個人は、本法に従い、印紙税を納付する

➤ 税額の算出方法について明確化

（第 5 条～第 11 条）：

- ✓ 課税契約の課税基礎は、同契約上の記載金額であり、明記される増値税の税額を含まない
- ✓ 財産権移転文書の課税基礎は、同文書上の記載金額であり、明記される増値税の税額を含まない
- ✓ 営業帳簿の課税基礎は、帳簿に記載される払込資本金（株式資本）と資本剰余金の合計金額とする
- ✓ 証券取引の課税基礎は、取引金額とする
- ✓ 税額計算根拠が確定できない場合、契約書、財産権移転文書作成時の市場価格に基づき決定する
- ✓ 同一の課税文書に二つ以上の税品目が記載され、各々の金額が明記されている場合、それぞれに適用する税品目の税率に基づき、納付すべき税額を各自計算する。金額が個別に明記されていない場合、より高い税率を適用する、ほか

【お客様からのご質問項目の回答（印紙税法、及び第 22 号補充規定）】

Q1：誰が印紙(税)を負担しますか？

A1：同一の課税文書を二者以上の当事者により作成する場合、それぞれに関連金額に基づき、納付すべき税額を各自計算する(同法第 10 条)。更に、各納税者に帰属する金額の明記がない場合、納税者は課税文書上の記載金額(増値税金額を除く)を均等に割当てた金額により、課税基礎を確定する(補充規定第 3 条第 1 項)。
従い、例えば、通常の場合、2 社が正本 2 部を作成した場合、それぞれ正本 1 部ずつの印紙税を負担します。

Q2：中国でも割印が必要ですか？

A2：収入印紙が課税文書に貼付されている場合、納税者により収入印紙ごと

に割印或いは手書きにより取消する(同法第 17 条)。但し、実務的には税務申告システムを利用した申告、納税することが多いとの認識です。

2. 第 22 号補充規定

印紙税法では、上述の通り、海外で作成した文書であっても中国国内で使用する場合、同法の適用対象と規定していますが、更に第 22 号補充規定では、課税文書となる場合には以下が含まれると規定しています。

- 課税文書の対象が不動産にて、且つ当該不動産が中国国内にある場合
- 課税文書の対象が持分（株式、以下同じ）にて、且つ当該持分が中国居住者企業の持分である場合
- 課税文書の対象が動産又は商標使用权、著作権、特許権、ノウハウ使用权にて、その譲渡者又は取得者が国内にいる場合（但し、海外の組織又は個人が、中国国内の組織又は個人に販売するが、完全に海外にて使用される動産又は商標使用权、著作権、特許権、ノウハウ使用权を除く）
- 課税文書の対象が役務（サービス、以下同じ）であり、且つその提供者又は受領者が国内にいる場合（但し、海外の組織又は個人が中国国内の組織又は個人に提供するが、完全に海外で発生する役務を除く）

更に、同補充規定では、課税文書の納税者を“課税文書に対し直接な権利及び義務関係を有する組織と個人^{vi}”と規定しています。従い、例えば、日中間での貿易取引や、役務の提供や受領（役務が完全に海外で発生・費消される場合を除く）、また中国現地法人の出資持分を譲渡した等々の場合において、印紙税法第 12 条や第 22 号補充規定第 4 条の免税要件、財政部・国家税務総局公告 2022 年第 23 号の優遇政策などの適用要件等に合致しなければ、日本企業であっても原則、印紙税法の納税義務が生じると考えられます。

この点について、下記“3. 留意事項”の通り、

日本の印紙税法で定める課税文書の定義とは異なり、日中間で二重課税の生じ得るケースが考えられる為、留意が必要です。

3. 留意事項

中国の印紙税法では、上述の通り、課税文書を中国国外で作成しても中国国内で使用すれば納税義務が生じます。一方、日本の印紙税法^{vii}は、日本の国内法として適用地域は日本国内に限定され、更に納税義務の有無は、課税文書がどこで作成されたか（言い換えれば、契約当事者の意思の合致はどの時点と証明されたか）を判断基準とします（下記“タックスアンサー”等を参照のこと）。

印紙税法は日本の国内法ですから、その適用地域は日本国内（いわゆる本邦地域内）に限られることになります。

したがって、課税文書の作成が国外で行われる場合には、たとえその文書に基づく権利の行使が国内で行われるとしても、また、その文書の保存が国内で行われるとしても、印紙税は課税されません。（中略）

ご質問の契約書は、双方署名押印等する方式の文書ですから、貴社が課税事項を記載し、これに署名押印した段階では、契約当事者の意思の合致を証明することにはならず、その契約当事者の残りの A 社が署名等するときに課税文書が作成されたことになり、その作成場所は法施行地外ですから、結局、この契約書には印紙税法の適用はないことになります。（中略）

また、文書の作成方法がご質問の場合と逆の場合、つまり、アメリカの A 社において課税文書の調製行為を行い、A 社の署名等をした上で貴社に送付され、貴社が意思の合致を証明する場合には、貴社が保存するものだけではなく、A 社に返送する契約書にも印紙税が課税されることになります。

タックスアンサー：[外国で作成される契約書 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://nta.go.jp) より抜粋

従い、日中間の輸出入取引や役務取引、また中国現地法人の持分譲渡等の際に“日本で作成した

文書”に対しては、日本の印紙税も課されます。

一方、現時点では施行直後の中国印紙税法に対し、中国税務当局の今後の実務運用に注意を払う必要があるものの、更に日中双方での印紙税の二重課税を回避すべく、少なくとも日本の税法上で課税文書とならないよう対応する、例えば、先に日本で作成（署名押印）後、中国で作成（契約当事者の意思の合致を証明）する^{viii}等が、対応策の一つと考えられます。

但し、実務では課税文書としての適用要件の合致有無等、すなわち、日中双方において印紙税法の納税義務が生じるか否かについては、顧問税理士など専門家にご相談の上、慎重にご判断、ご対応願います。

FYI: 【巻末表：印紙税率に係る参照資料】

税目	税率	暫定条例からの主要な変化
借入契約	借入金の 0.005%	—
ファイナンスリース契約	リース料の 0.005%	追加
売買契約	代金の 0.03%	—
請負契約	報酬の 0.03%	税率 ↓ (旧: 0.05%)
建設工事契約	代金の 0.03%	建設工事実地調査設計契約: 税率 ↓ (旧: 0.05%) 建築据付工事請負契約: —
運輸契約	運輸費用の 0.03%	税率 ↓ (旧: 0.05%)
技術契約	代金、報酬、使用料の 0.03%	“記載金額”から“代金、報酬、使用料”へ詳細化
リース契約	リース料の 0.1%	—
保管契約	保管料の 0.1%	—
倉庫保管契約	倉庫保管料の 0.1%	—
財産保険契約	保険料の 0.1%	税率 ↑ (旧: 0.03%)
土地使用权、建物等建築物と構築物所有権譲渡文書	代金の 0.05%	—
持分譲渡文書	代金の 0.05%	—
商標使用权、著作権、特許権、ノウハウ使用权譲渡文書	代金の 0.03%	税率 ↓ (旧: 0.05%)
営業帳簿	払込資本金(株式資本)と資本剰余金の合計金額の 0.025%	税率 ↓ (旧: 0.05%)
証券取引	取引金額の 0.1%	(旧項目は権利証、許可証類: 1 件につき 5 円)

ⁱ 印紙税法の原文は右記 URL の通り。URL: [中华人民共和国印花税法 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)

尚、印紙税法と暫定条例の主要な変更点は、マイツグループ・ニュースレター【華南通信】2022 年 8 月（中華人民共和国印紙税法と従来の印紙税暫定条例の変更点）をご参照いただきたい。

FYI:マイツグループ・ニュースレターURL: [ニューズレターアーカイブ | 株式会社マイツ \(myts.co.jp\)](http://myts.co.jp)

ⁱⁱ 暫定条例の原文は右記 URL の通り。URL: [中华人民共和国印花稅暫行條例 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)

ⁱⁱⁱ 第 22 号補充規定の原文は下記 URL の通り。

URL: [財政部 稅務總局關於印花稅若干事項政策執行口徑的公告 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)

^{iv} 財政部・稅務總局公告 2022 年第 23 号の原文は下記 URL の通り。

URL: [財政部 稅務總局關於印花稅法實施後有關優惠政策銜接問題的公告 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)

^v 國家稅務總局公告 2022 年第 14 号の原文は下記 URL の通り。

URL: [國家稅務總局關於實施《中華人民共和國印花稅法》等有關事項的公告 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)

^{vi} 第 22 号補充規定（第 1 条第 1 項）を参照のこと。

^{vii} 印紙税法の原文は右記 URL の通り。URL: [印紙税法 | e-Gov 法令検索](#)

^{viii} その他、課税文書に該当するか否か等の詳細は、印紙税法基本通達（第 44 条）を始め、国税庁の HP に掲載されている下記 URL 等を参照のこと。但し、**実務的には個別、具体的に専門家に相談し、慎重にご対応願いたい。**

URL: [通達目次／印紙税法基本通達 | 国税庁](#)

[\(nta.go.jp\)](#) / URL: [\(別紙\) | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

URL: [No. 7100 課税文書に該当するかどうかの判断 | 国税庁 \(nta.go.jp\) ほか](#)

マイツグループ

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、

その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。